# 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動(総括)

実施時期		業務内容		
		農業委員	推進委員	
	10~ 12 日頃	・許認可案件等の現地調査		
月例	20 日頃	・総会出席、議案の審査・議決・農業委員会だよりの編集作業	<ul><li>・必要に応じ総会出席</li><li>・活動記録簿の提出</li><li>・農地利用状況調査票の提出</li></ul>	
	月末まで	・活動記録簿の提出 (総会時)		
季	4~12月	・農作業労働賃金標準額の検討、 原案作成、決定		
節	8~11月	・違反転用防止 P R 等 (農地パトロール強化月間)		
適宜対応を要するもの		<ul> <li>・全員協議会出席</li> <li>・農用地利用調整会議出席</li> <li>・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し、意見の作成</li> <li>・指導、勧告、立入調査等</li> <li>・各種研修会等への出席</li> <li>・農業委員会だよりの取材、原稿執筆</li> </ul>	<ul><li>・全員協議会出席</li><li>・農用地利用調整会議出席</li><li>・農地等の利用の最適化の推進に関する指針への意見具申</li><li>・各種研修会等への出席</li></ul>	
日々の活動で行うもの		<ul><li>・地区審議会出席</li><li>・農業者年金加入推進活動</li><li>・認定農業者等担い手訪問</li><li>・農地に関する意向把握</li><li>・各種相談業務</li><li>・全国農業新聞の普及促進</li></ul>	<ul><li>・地区審議会出席</li><li>・農地利用状況調査</li><li>・農地利用意向調査</li><li>・認定農業者等担い手訪問</li><li>・農地に関する意向把握</li><li>・各種相談業務</li></ul>	

# その他の業務(事務局事務等)

### 各種証明書等の交付

農業委員会では、法令や通知等に基づき、農地の権利移動や農業者が公的支援等を受けるために必要な証明書等を次のとおり交付する。

No.	主たる証明書等の名称	用途等			
1	耕作証明書	耕作する者であること等の証明。 建築確認申請や軽油税減免申請に添付、耕作面積の確認等。			
2	納税猶予適格者証明書	税務署に提出する農地の相続税等の納税猶予申請に添付。 ※県税の不動産取得税も準用			
3	引き続き農業経営を行 っている旨の証明書	税務署に提出する農地の相続税等の納税猶予適用継続申出 書(3年に1度)に添付。※県税の不動産取得税も準用			
4	農地等の買受適格証明	農地の競(公)売参加にあたり、農地法の許可が得られる 見込みのある者の証明。			
5	現況確認証明	現況非農地の土地について、農地法の適用を受けない土地である旨の証明。法務局に提出する地目変更登記申請等に添付。			
6	許可が取り消されてい ない旨の証明	許可証明の再交付に相当し、許可を受けた内容が取り消されていないことの証明。許可後、相当期間において許可内容を未登記であった農地の登記申請等に添付。 ※関連する証明:許可の条件を履行したことの証明、届出が受理されていることの証明			
7	農地法施行規則第 29 条 第 1 号の証明	耕作の事業を行うもの自らの農業用施設であることの証明。許可不要案件に該当する農地転用(2a未満)の地目変更登記申請に添付。			

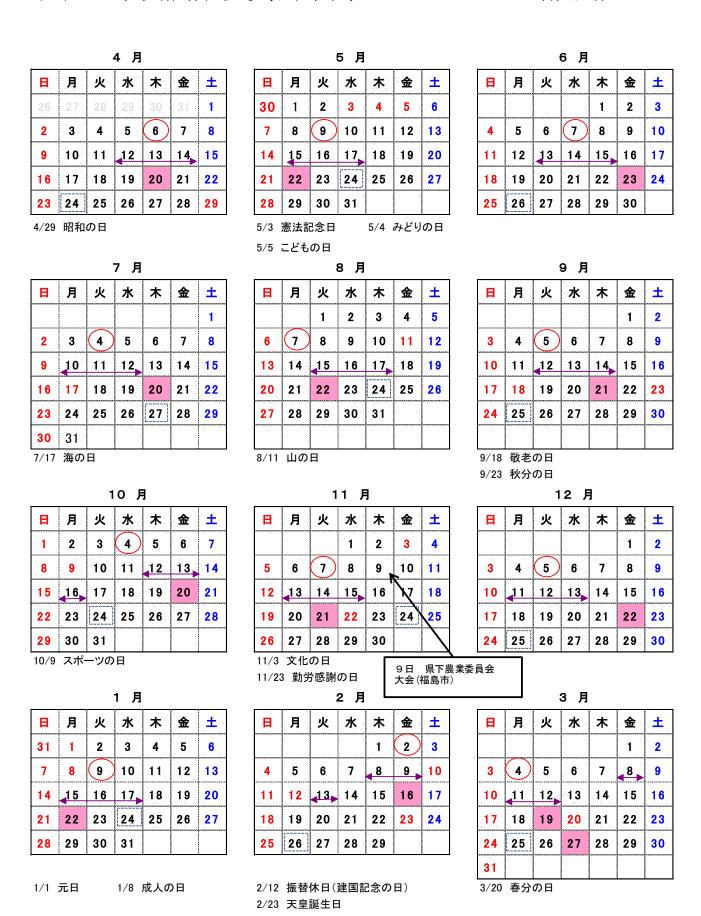
### 閲覧・公表事務

農業委員会では、本人等からの申請や法令・通知に基づき、農地に関する情報や農業 委員会の業務内容等について次のとおり公表(閲覧対応)する。

No.	主たる閲覧・公表事務	内容等			
1	農地台帳 (農業経営体)	本人等の申請に基づき、農地台帳に登載されている農業経 営体の内容(農地の名寄せ台帳等)の閲覧に対応。			
2	農地台帳	法令に基づき公表が義務付けられている農地(市街化区域を除く)の所在地、現況地目、面積等の一筆ずつの情報を窓口及び農林水産省が管理・運営する「eMAFF 農地ナビ」のホームページで公表。 ※窓口に限り所有者等の氏名も公表する。			
3	農地に関する地図	法令に基づき公表が義務付けられている農地に関する地図を農林水産省が管理・運営する「eMAFF 農地ナビ」のホームページで公表。			
4	総会議事録	法令に基づき公表が義務付けられている総会の議事録を 市公式ホームページで公表。			
5	農業委員会の目標及びその達成に向けた活動	法令に基づき公表が義務付けられている農地等の利用の 最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実 施状況について、市公式ホームページで公表。			

令	和5年度農業委員会当初予算:一般事務費(歳出)	(単位:千円)
1	農業委員報酬(推進委員報酬を含む)	37, 572
2 事務局費(事務局事務費、委員等旅費ほか)		7, 721
3 農業者年金受託事業費		560
4 農地利用最適化推進事業費(農地利用状況調査等経費)		3, 814
5	地域計画策定事業費(目標地図作成経費)	8 9 1
	歳出合計	50, 558

## 令和5年度農業委員会年間スケジュール (概要)



議案説明書発送日

総会開催日

常設審議委員会

◆ 現地調査

	事業等				総会
4月					
5月					○令和4年度業務報告 ○令和4年度最適化活動の点検・評価 ○令和5年度農業者年金加入推進活動計画
6月	【中旬】農業委員会だより発行	農地			令 和 6 年 農
7月		地利用状况調			作業労働
8月	【下旬】農業委員·推進委員研修会(前期)	M査(通年実施		農	金 標 準 額 (原
9月	【中旬】農業委員会だより発行	心)		地パトロー	案作成)
10月				ル強化月間	
11月	【上旬】福島県下農業委員会大会	農地	_		
12月	【中旬】農業委員会だより発行	利用意向調			〇令和6年農作業労働賃金標準額 (審議·決定)
1月	【下旬】農業委員·推進委員研修会(後期)	査			〇令和6年農作業労働賃金標準額 (印刷後、順次配付·公表)
2月					
3月	【中旬】農業委員会だより発行	<u></u>		•	〇令和6年度最適化活動の目標設定 〇令和6年度業務計画

<sup>※</sup> 農地利用最適化推進委員全体会議・地区審議会等は、必要に応じて随時開催。

## 関係機関・団体等との連携

関係機関・団体等と連携し、農業委員会が行う各種業務の円滑化に努める。

#### 農業委員会ネットワーク機構等

- 一般社団法人全国農業会議所
- ·一般社団法人福島県農業会議
- ・浜通り地方農業委員会協議会

### 農業関係機関・団体等

- ・国、県、市
- ·公益財団法人福島県農業振興公社(農地中間管理機構)
- ・福島さくら農業協同組合
- ・福島県農業共済組合いわき支所
- ・福島県土地改良事業団体連合会いわき支部及び市内土地改良区

### その他の関係機関・団体等

- ・福島地方法務局いわき支局(農地の登記等全般)
- ·独立行政法人農業者年金基金(農業者年金全般)
- ・いわき税務署(農地の贈与税及び相続税の納税猶予)
- ・福島県いわき地方振興局県税部 (不動産取得税の徴収猶予、軽油引取税減免措置)